

斯クテ我國ノ一志ニ片水準堅持ノ爲替政策延イテハ戰時下ノ國家經濟政策ニトリ重大ナル障碍ヲ招來スルニ至レリ。

(4) 敵側ノ宣傳謀略ノ具ニ使セラルルニ至レルコト

上海ヲ中心トスル日本國ノ價值低落ヲ以テ、日本ノ經濟力乃至國力ノ低下ノ現レナリトナシ、蔣政權ノ抗戰意識昂揚ノ爲、宣傳ノ具ニ利用シ、或ハ我ガ方ノ金融經濟諸工作ニ對スル妨害策トシテ乃至謀略ノ手段ニ利用スル等現實ノ經濟取引ノ上ニ於ケル具體的影響ノ外、現地民衆特ニ一般支那人ニ與ヘタル心理的影響モ見逃シ得ホルモノアリ。

四、円相場低落ノ對策

以上ノ如キ円相場ノ低落ト之ニ伴フ悪影響ノ防止ニ因シ、現地關係機關ニ於テハ内地及北支等ノ關係當局トモ連絡ノ上、對策ヲ考究夫々措置セラル。右措置ニ當リテハ、目先ノ円相場低落ニ對スル應急的臨機的對策ノ實施ニ意ヲ致スト共ニ、斯ル情勢ヲ招來セシムルニ至リシ根本原因ヲ探究シ、根本原因的對策ノ樹立ニ付考慮セラレタリ。

斯レテ措置サレタル對策ノ主ナルモノヲテ左ノ如シ。

第一應急的對策（註一）

(1) 現地ニ於ケル円札ノ放出制限ト回收ノ促進。

前述ノ如ク圓價值低落ノ原因ハ何トシテモ現地ニ於ケル円札（日銀券ヲ初メ鮮銀券等ヲ含ム）ノ流通量過剩ナルニ因ル所大ナルヲ以テ、現地ニ於ケル円札ノ放出ヲ抑制スルト共ニ回收ヲ促進スルコト急務タリトハ論ヲ俟タズ、其ノ主ナル措置左ノ如シ。

(2) 日本、滿洲、北支等ヨリノ円札流入阻止

(イ) 朝鮮銀行上海支店ニ於ケル鮮銀券ノ受入制限ト一般邦人銀行ニ於ケル

受入停止

當時鮮銀券ハ朝鮮銀行上海支店ニ於テハ勿論他邦人銀行ニ於テモ日銀券トノ交換或ハ預金爲替等トシテ無制限ニ受入ラナレタリタル處（他邦人銀行ニ於テハ結局之等受入鮮銀券ヲ朝鮮銀行ニ持込ミテ円資金ト交換セルモノナリ）十三年五月以降大藏省ノ指示

ニ基キ朝鮮銀行上海支店ニ於テハ左ニ該當スル場合ノ外鮮銀券ノ受
入ヲ為サザルコトトスルト共ニ他ノ邦人銀行ヨリノ受入ヲ停止セリ

(結局他ノ邦人銀行ニ於テハ一般ヨリノ受入ヲ停止セリ)

。旅行者ノ使用残額ニシテ已ハテ得サルモノ(日銀券ト交換)

。日滿北支向円建送金爲替ノ代リ金トシテ受入

。長期ノ貯蓄的預金ノ受入(日銀券ニヨル拵出ヲ認ム)

以上措置ノ結果朝鮮銀行上海支店ニ於ケル鮮銀券ノ受入高ハ百

四五萬円程度ト制限前ニ比シ四分ノ一ニ減ジタリ然レテ上海

ニ於ケル鮮銀券ハコノ結果價值低落ヲ来シ日銀券トノ間ニ百円

ニ付五十匁乃至二円五十匁ノ打歩ヲ生ジタリ。

(当北支ニ於ケル南方法幣ノ流通禁止(十三年六月))

(一)及(二)ノ措置ノ實施ニ依リ北支間ノ鮮銀券南方法幣(所謂南方

券)聯銀券ヲ通ズル鞞取りノ經濟ハ一應遮断セラレタリ。

(三) 百圓券使用ノ抑制

百圓券ハ携帶便利ニシテ大口取引又ハ密取引ニ利用セラレ弊害大ナルヲ以テ財務官ニ於テ八十三年八月以降邦人銀行ノ百圓券拂出ヲ禁

止セリ(註三)

(四) 内地ニ於ケル日銀券及圓資金ノ持出制限

當時爲替管理法上我國ヨリ外國(支那ヲ含ム)ニ對シ自由ニ現金ヲ持出シ又ハ圓送金ヲ爲シ得タル限度ハ(一)旅行者ノ旅費トシテ現金一千圓及爲替一千圓合計二千圓(二)外國滞在者ニ對スル生活費トシテノ送金一ヶ年一千圓(三)其他ノ事由ニ依ルモノ一ヶ年一千圓ト相當寬大ナリキ。サレバ管理法ニ違反シ密輸出スル者ハ兎モ右制限以內ニ於テモ當時一ヶ月ノ入力乃至一萬入ト算セラレタル中支向旅行者ノ數ヨリ推シ相當多額ノ日銀券及圓資金が中支ニ流入シ得タル次第ニテ之ガ制限強化方ハ現地當局ニ於テ早クヨリ強ク要望セラレタリ。然ルニ(一)及(二)ニ付テハ遂ニ十四年六月迄其ノ儘据置カレ(註四)(三)ノ旅費

又生活費以外ノ事由ニ依ル送金限度が十三年十月ニ至リ百圓ニ引下ゲラルルト共ニ百圓券ノ輸出(持出)ガ許可事項トセラレタルノミナリ。

(ロ) 邦人銀行ノ貸出制限

邦人銀行ノ一般貸出ニ付テハ從來制限ナカリレ處、大藏本省ノ指示ニヨリ十三年六月以降、一〇五萬圓以上、新規貸出(貸付手形割引當座貸越等ヲ通計)ハ大藏本省ノ承認ヲ要シ、二十圓以上五萬圓未満ハ、財務官ノ許可ヲ要スルコトトセリ(註五)。

尚圓賣法幣賣トナルベキ貸出ハ限度以下ナリトモ之ヲ許可セサル方針ヲ採ラレタリ。

因ニ右ト同時ニ法幣貸出ニ付テモ一〇五萬圓ヲ限度トシテ圓貸出ト同様ノ制限ヲ設ケタリ。

(ハ) 貯蓄奨励、公債購入勸奨

十三年八月、九月ノ支ニ於ケル支那事変公債ノ現地賣却額約十五萬圓ニ上レリ。

(2) 内地等ヨリノ物資ノ輸入

物資ノ輸入ニ依リ一面圓(円札及円資金)ノ回收ヲ圖ルト共ニ他面居留民等ノ外國品土産品等購入ノタメノ円賣法幣買ヲ抑制セント企圖セラルモ内地ノ物資供給状況等ノ關係上大ナル效果ヲ與テ得ルニ至ラザリキ。

(3) 円ノ需要ニ對スル制限

円相場ノ低落ニ依リ此ノ割安ナル現地円ヲ利用シテ對日爲替ノ支拂等ニ充當シ其ノ他面白カラザル影響ヲ招来シ居ルコトニ付テハ既述ノ如クナルガ斯ル日銀券及円資金利用ノ途ヲ封ズルコトモ亦円相場低落對策上重要ナル意義アリタリ。

(4) 邦人銀行ノ外人銀行ニ對スル円ヲ對價トスル円爲替賣却ノ停止(十三年六月)

本措置ニヨリ外人銀行ハ自己勘定ヲ以テ或ハ顧客ニ對スル賣爲替ノカバリーヲシテ日銀券(又ハ円資金)ヲ以テ邦人銀行ヨリ日本向爲替ヲ購入スルヲ不可能トナリタル爲外支人ニ關スル限り円安ヲ利用スル上海

ヨリ又ハ上海經由日本向送金ハ抑制セラルルコトナレリ。

(四) 日本ニ於ケル日銀券輸入制限

従来上海等ヨリ内地ニ日銀券ヲ輸入スルニ付テハ何等ノ制限ナク、斯クテ現地ニ於ケル日銀券ノ需要ヲ喚起シ、円安利用ヲ助長スル傾向ニアリタルモノナルガ、コノ最大ノ日銀券ノ需要ヲ封ズル爲、十三年七月以降邦人銀行ニ依ル日銀券ノ内地向現送ヲ禁止セリ。

次ハ一般旅行者ニ依ル携帶輸入ノ制限方ニ付テモ、現地側ヨリ中央當局ニ對シ措置方再三要望セルガ、此ノ方ハ實現遲ト十四年六月ノ爲替管理法改正(七月一日實施)ニヨリ漸ク實施ヲ見タリ(註六)。

斯クテ中支其他外國ニ在ル日銀券ノ内地等へ自由還流ノ途ハ一應切斷セラレ、円安利用ヲ防止スル上ニ大ナル效果アリタリ。尙前記銀行ニ於ケル百円券ノ支拂制限モ日銀券ノ需要(利用)ヲ抑止スル上ニ於テ效果アリタルハ勿論ナリ。

第三、根本的對策

當時円價值低落ニ對スル根本的對策トシテ考究セラレタル具體案中、主ナルモノハ、(一)現地ノ円價值ヲ一志ニ片水準迄引上ケルコト、(二)現地ニ在ル日銀券(円資金)ヲ全部回收スルコト、(三)現地ノ円ヲ封鎖シ内地円ト別個ノモノトシテ内地等トノ交流ヲ停止スルコトノ三者ナリ。然ルニ第一案ニ依ルトキハ爲替管理、貿易管理等ノ施行困難ナル現地ノ實情ニ鑑ミ、結局一志ニ片基準ニテ無制限ニ外貨ノ賣應ジラ爲ス外ナク、斯ル措置ハ我國ノ爲替政策上不可能ナルコト、^又第二案ニ依ルトキハ、日銀券(円資金)回收後之ニ代ルベキ現地通貨ヲ必要トスルモ、中支ハ北支ト異リ國際關係其他ノ事情ニ直チニ新通貨工作ヲ推進スルコト困難ナル狀況ニアリ、斯クテ結局第三案ニ落付カザルヲ得ザルコトナレリ。

而シテ第三案ニ依ルトシテ現地(中支後ニ中南支)限りノ円系通貨ヲ發行使用スルコトニ関シ、中央ニ於テハ最初、特殊日本銀行券^レノ發行案考ヘラレタルガ、結局軍票ヲ以テ現地円系通貨ヲ統一スルコトニ決定ヲ見タルモノナリ。

(1) 特殊日銀券發行案

十三年七月頃中央(大藏省ヲ中心トス)ニ於テ考ヘラレタル一理想案ニシテ日銀券ニ現地限り通用スルモノタルコトノ表示ヲナシ之ヲ以テ中支ノ円系通貨ヲ統一セントスルモノニテ同案ノ骨子左ノ如シ(註七)

(1) 日銀券ニ上海又ハ中支ノスタンゾヲ押捺シテ發行ス(以下之ヲ特殊日銀券ト稱ス)

(2) 中支方面ニ流通スル日銀券ハ特殊日銀券ヲ以テ回收ス

(3) 特殊日銀券ハ外地ニ於テハ日銀券等ト交換セズ

(4) 内地等ヨリ持込ノ日銀券等ハ上海ニ於テ特殊日銀券ト交換セシム

(5) 軍票ハ一円以下ノ小額券ニ流通セシメ五円券以上ハ特殊日銀券ヲ以テ之ニ代ヘシム

右中央案ニ對シ現地當局トシテハ軍票ノ印刷不足等ヲ補備センガ為メ措置サラバ鬼モ角軍票ヲ漸次普及流通セシメントシツツアル折極更ニ異種ノ通貨ヲ發行流通セシムルハ通貨金融上更ニ大ナル混乱ヲ惹起スル

虞アリトシテ賛意ヲ示サズ結局實現スルニ至ラザリキ(註八)。

(2)軍票ニヨル現地円系通貨ノ統一

第三節ニ記述ノ如ク、軍ニ於テハ上海以外ノ地域ニ於ケル支拂ニハ漸次軍票使用範圍ヲ擴張シ、日銀券ノ使用ヲ極力節減シ来リタルトコロ、上海ニ於ケル円相場低落ニ對處スル根本的對策トシテ、且ツハ長期戦ノ段階ニ進ミタル支那事変ニ對應スル現地通貨對策トシテ、陸海軍大藏省等現地關係機關ニ於テ協議決定セルトコロハ、中支ノ円系通貨ヲ軍票ニヨリ統一スルコト、即チ軍票ヲ以テ中支ノ一般通貨トナシ、日銀券等ノ所謂圓系通貨ハ漸次中支ヨリ回收セントスルモノナリ。而シテ第一段階トシテ上海ヲ除ク中支占據地ニ付發行スルコトトシ、十三年九月現地ノ意見ヲ取纏メ(註九)十月中ニ中央ノ手續ヲ了ヘ十一月一日ヨリ實施ヲ見タリ。此ノ所謂中支軍票一色化ノ具體的諸工作ニ付テハ次章ニ於テ詳述スベシ。

(註二)

中支那ニ於ケル本邦通貨ニ對スル措置

(昭和二三、六、一)
現地連絡會議決定

中支那ニ於ケル本邦通貨ノ現状ニ於テ、外貨賣却ニ依ル法幣
資金ノ調達ヲ避ケ、軍票ヲ併用シ、円貨ノ価値維持ヲ圖リシ
ツ、已ニ得アル限度ニ於テ本邦通貨ヲ使用セシカ為、左記各
項ノ措置ヲ講スルノ要アルモトス

記

一、内地ニ於テ措置スベキ事項

(一) 本邦通貨ノ面收並価値維持ヲ圖ル為對中支輸出機
関ヲ設クル等、円滑ニ本邦物資ノ中支ヘ供給組織ヲ整
備スルコト

(二) 上海ニ於テ外國品購入制限ヲ為サシムル為内地通関ノ際
関稅ヲ賦課スルコト

(三) 本邦所在外國銀行ニ付上海ニ於ケル外國銀行ノ操作ヲ嚴
重監視スルコト

四 日滿北支ヨリ上海ヘ本邦通貨ノ流入ヲ阻止スル為ニ適
切ナル措置ヲ講スルコト

二 北支ニ於テ措置スベキ事項

(一) 北支ヨリ中支ヘ本邦通貨ノ流入ヲ阻止スル為ニ適切ナル措
置ヲ講ズルコト

(二) 法幣ト金円トノ等価交換ニ付考慮スルコト

(三) 北支向中支製造品(紡績製品等)ノ代リ金支拂ニ関
シ成ルベク北支製産品ヲ充當スベキ様努ムルコト

(四) 北支ニ於テ中國聯合準備銀行ガ交換ニ依リテ得タル法
幣ヲ至急中支ニ送付シ之ガ処分ハ中支ニ委任スルコト

三 中支ニ於テ措置スベキ事項

(一) 本邦側ニ於テ措置スベキ事項

(1)

外國物資ノ購入並對外拂ヲ抑制スルコト

軍人軍属ニ對シテハ軍ニ於テ統制シ、居留民ニ對シ

テハ總領事館及財務官事務所ニ於テ、民團、商

工會議所等ヲシテ實施ニ當ラシム

(イ) 邦品、使用獎勵 (外國品使用ノ抑制)

(ロ) 邦商、外國品取扱ノ制限 (宜撫班等モ之ニ準ズ)

(ハ) 邦品ノ価格取締 (領警、憲兵ヲシテ之ガ取締リニ

當ラシムルコト)

(ニ) 軍人居留民等邦人ノ貯蓄獎勵

(2)

輿地及日滿北支ヨリ上海へ本邦通貨ノ流入ヲ嚴

重ニ取締ルコト

(3)

本邦通貨回收ノ促進ヲ圖ルコト

(イ) 本邦物資ノ配給機構ヲ整備統制スルコト

軍、總領事館及財務官事務所ニ於テ商工 40

2072

會議所等ヲ指導シ實施スルコト

(ロ) 野戰郵便局及本邦銀行出張所ノ増加並ニ事務擴充ヲ圖ルコト

軍總領事館及財務官事務所協議ノ上適當方法ヲ講ズルコト

(ハ) 軍人並ニ居留民ノ預金及内地送金ヲ獎勵スルコト

(ロ) = 準ズ

(ニ) 本邦向送金手数料及本邦ヨリノ被仕向送金手数料ヲ低減セシムルコト

財務官事務所ニ於テ邦銀ヲ指導實施スルコト

(4) 外貨(本邦通貨ヲ含ム)賣却ニ依ル法幣資金ノ調達ヲ制限スルト共ニ物資ノ賣却等ニ依リ法幣獲得ノ方法ヲ講ヤシムモ、己ムラ得ザル場合互ノ方法ニ依リ軍票若クハ日銀券ヲ使用セシムルコトトシ、軍總領

事館財務官事務所ニ於テ民團・商工會議所等
ヲ指導シ其ノ円滑ナル使用ヲ圖ルモノトス

(1) 邦人ノ金円使用

(2) 土産ノ金円ニ依ル買付

(3) 軍並邦人ノ使用人等ニ對スル金円拂

(4) 中支復興^興為ニスル諸新設會社ノ金円使用

(5) 本邦側銀行ヲ統制シ相互ニ緊密ナル連絡ヲ保持セシ
メ本邦通貨ノ価値維持ニ付協力マシムルコト(貸出制限

等)

主トシテ財務官事務所ニ於テ銀行ヲ指導スルコト

(二) 維新政府ニ於テナスベキ事項

(1) 公租公課ノ本邦通貨ニ依ル徵收ニ付考慮スルコト

(2) 維新政府官吏ノ俸給給料其他ノ支出ノ

一部ニ本邦通貨ヲ充ルコト

(註二)
鐵莊其他金融機關、取締ヲ勵行シ、通貨ノ不當ナル
ル高買買ヲ抑止スルコト

百円券、使用抑制方ニ関スル件

昭和十三年八月三十四日

烟部隊經理部長 宛

在上海 駐支財務官事務所

頭書ノ件ニ関シ今般當地本邦系銀行ニ對シ別紙(註三)ノ通リ
通知致候モ之ヲ趣旨徹底、為ニ軍當局、御協力ヲ賜ル、要
アリ存セラレ候間可然御援助ノ程及御依頼候也

尚本件ニ関シテハ大藏本省ヨリ貴本省ニ對シテハ既ニ諒
解済ニ有之候ニ付申添候

(註三)

百円券ノ使用抑制方ニ關スル件

昭和十三年八月二十四日（財銀第四號）

邦人銀行宛

駐支在務官事務所

爾今予金拂戻貸出等銀行ヨリ現金^支拂ヲ為ス場合ニ於テハ百
円券ハ之ヲ使用セズ小額銀行券又ハ小切手ヲ以テセラルル様
ニ御措置相煩度

尚軍關係又ハ銀行間ノ決済等特殊ノ事由ニ塞キ百円券ヲ使
用スルノ要アル場合ニハ之カ金額ノ便途ノ事由等ヲ記シ豫メ當事
務所ノ承認ヲ受ケラレ度

追而毎週月曜日現在ノ手持銀行券ノ金種別調ヲ翌日中
ニ當事務所ニ提出セラルル事

(註四)

爲替管理法ニ基リ旅費及生活費ノ自由携帶

(送金) 限度ハ左ノ如ク逐次引下ラレタリ

一、旅費

昭和十四年七月 五百円(現金及為替ヲ通算)

昭和十六年四月 五百円(但シ其ノ内現金ハ二百円)

二、生活費(一ケ年ヲ通シ)

昭和十四年七月 五百円

昭和十六年四月 二百円(但シ其他ノ所要ニ充当スルモ
ヲ含ム)

(註五)

邦人銀行ノ貸出制限ハ十五年一月次ノ如ク改定セラレタリ

一口軍票 二十万円、法幣五十万円以上ハ大藏省

ヲ承認ヲ要シ、其以外ハ總テ財務官ノ許可ヲ要ス

(註六)

為替管理法上内地ニ於ケル旅行者ニ依ル日
銀券ノ輸入制限五ノ如シ

十四年六月以前 制限ナシ

十四年七月以降 二百円迄

十六年四月以降 同 (但シ二百円券ヲ含マズ)

(註七)

特殊日本銀行券発行ニ関スル件照會書

昭和十三年七月三十日(經主第第五三三號)

中支那派遣軍經理部長宛 陸軍省經理局主計課長

中支那方面特ニ上海附近ニ於ケル日本銀行券ノ流出膨張ニ伴フ
円価軟弱ノ現況ニ顧ミ、諸種ノ對策ヲ講ゼラレシムアルハ御承知
ノ處、目下大藏省ニ於テハ之ガ一對策トシテ特殊日本銀行券ヲ
発行スル件ニ関シ、研究中ニシテ貴地駐在同省財務官ラシテ

46

2078

調査セシメテ其趣就テハ左記案ニ関シ同當トモ連絡ノ上至急御
意見承知致度

互記

- 一、現日本銀行兌換券ニ「上海」又ハ「中支」ノスタンプヲ押捺シ發
行ス（以下特殊日銀券ト假稱ス）
- 二、中支方面ニ現ニ流通シ日本銀行兌換券ハ特殊日銀券ヲ以テ
回收ス
- 三、特殊日銀券ハ外地ニ在リテハ日本銀行兌換券其他ノ通
貨トノ交換ハ一切行ハズ
- 四、内地ヨリ携行スル日本銀行兌換券（其他ノ通貨共）ハ上
海ニ於テ特殊日銀券ト交換セシム
- 五、單票ハ一月以下ノ小額券ノミテ從來通りトシ、五月以上ハ特殊
日銀券ヲ以テ之ニ代ヘシム

(註八)

特殊日本銀行券発行ニ関スル件回答

昭和十三年八月十三日 (中支經主一六一號)

陸軍省主計課長宛

中支那派遣軍經理部長

客月三十日經主發第五三三號首題ノ件左記ノ通回答ス

左記

一 判決

中支一帯ニ特殊日銀券ノ制度ヲ実施スルハ理想トニテ可ナリ

モ金融上ノ混乱ヲ惹起スル虞アリ

軍用手票ノ印刷不足ヲ補備セシガ為、使用ノ可ナリ

二 理由

ノ特殊日銀券ノ長短所

(1) 長所

(1) 特殊日銀券ハ内地金同トノ連絡ヲ断絶セラルル結果

48

2080

内地及当地ニ於ケル為替政策乃至円金對策が從來、如ク直ニ他ノ一方ノ金帛価値ニ影響スルコトナシ。

49

(10) 軍票ニ對スルヨリモ、本件ニ對スル支那人乃至外人ノ

信賴ハ大ナルベキヲ以テ流通交換容易トトルベシ。

(11) 偽造ヲ或程度防止スルコトヲ得

(2) 短所

(1) 日銀券ヲ特殊化スルトキハ、之カ価値維持ニ万全ノ策

ヲ講ゼサル時ハ、忽チ内地金円ト間ニ格差ヲ生ジ延

テ日銀券全体ニ對シ國策的信用ヲ害スル虞アリ。

(2) 軍票ハ戰後之カ回收整理ノ場合政治的考慮ノ餘

地ヲ存スルモ本制度ニ依ルトキハ、日本銀行ニ於テ其ノ

負擔ニ依リ等価ヲ以テ回收整理ヲ為ササル可ラス。

(3) 中支ニ於ケル我々通貨(軍票共)全部ヲ根據ニ特

2081

銀行券ヲ以テ換ワルトモハ上海方面ニ於テハ大ナル金融
混乱ヲ惹起シ銀行取付預金引出ラ生ゼシムル虞
大ナリ。

ス軍用トシテ現在軍票ノ代用券トシテノ長短

(1) 長所

(1) 紙質体裁共ニ軍票ニ比シ良好ナルヲ以テ信用増大
シ流通良好且偽造ヲ防止スルコトヲ得。

(2) 在庫品豊富ニシテ補給容易ナリ。

(2) 短所

(1) 現軍票ヲ漸ク普及徹底セシメタルニ再々之ヲ交換
回收スルハ不適^當ナリ

(2) 事変地内ニハ日本銀行券、軍用銀行券、軍用手
票等數種ノ貨幣流通スルコトナリ、其ノ間ニ打歩
取引行ハルルニ至ル

三處置

(1) 現軍票発行能力勘キ場合ハ已ムヲ得ズ

軍用日銀券ヲ地区的ニ使用シ、逐次同地方ノ軍票ヲ回收シ
他地区ニ補給ス。

(2) 軍用日銀券ハ左ノ如ク標示ヲ為シ普通券トシ、識別ヲ明
瞭ナラシム

瞭
ナ
ラ
シ
ム

表

軍
用
軍
用

裏

軍
用
軍
用

(3) 軍用日銀券(軍票共)ノ価値維持及之ガ流通策左ノ如シ

(1) 奥地ニ於ケル物資供給ヲ豊富ナラシメ、現地取引ヲ獎勵

スルコト

(2) 正当ノ理由ニ依リ日銀券トノ交換ヲ必要トスルモノハ一定

制限ノ下ニ日銀券トノ等価交換ヲ認ム

(3) 軍用日銀券ニ依ル内地送金ハ正当ノ理由アル場合ニ限り

一定制限下ニ日銀券ト等価ニテ之ヲ送金ヲ取扱フ

二 軍用日銀建預金口座ヲ銀行ニ新設シ、日銀券全樣
利子ヲ附ス但シ本口座ヨリノ日銀券引出及送金ハ口
場合ノ外之ヲ禁止ス

ホ 海軍及地方側ニ於テモ軍用日銀券ニ依ル如ク中央部

ニ於テ統制強行セシムルコト

現地ニ於テハ勿論之ヲ促進セシムルモ其ノ效果充分ナラス

四 本案ニ就テハ現地久保財務官トモ連絡済ナリ

(註九)

軍票流通並其價值維持為對策 (昭和二三、九、二一
現地連絡會議決定)

目的

中支作戦地域ニ於テハ日銀券ニ替ヘ一般ニ軍票ヲ使用スル為其
流通ヲ円滑ナラシムルト共ニ之ノ價值維持ニ遺憾ナカラシム

處置

其一 軍票ト日銀券交換等ノ取扱手續案

第一 日銀券ノ軍票換

自由交換トス

第二 法幣ノ軍票換

一、上海以外ノ國地ニ於テハ軍票ノ支拂ハ勿論、我方諸機關銀行會

社等ノ支拂モ一切軍票ヲ以テスルコトトナルヲ以テ一般邦人モ亦之

ニ協力スベキハ勿論ナルガ、之ガ收納モ一切軍票ヲ以テスルヨウニ作

スルコトハ軍票ノ価値維持上最モ必要ナリ。即チ軍又ハ領事館

ノ諸收入金ヲ始メ、租稅、鐵道、通信、水道、電氣、其他物資配給

機關宜換取引人等、總テ軍票ヲ以テ收入スルモノトシ、法幣所持

者ニハ之ヲ軍票ニ交換セシメ、支拂シムルヲ原則トス。

二、法幣ノ軍票ト、交換率ハ大体上海ノ日銀券相場ヲ標準ト

シ、為替委員會(後記)ニ於テ決定シタルモノニ依ルコトトス。

(差当リ法幣等ノ對軍票九ロトスルコト)

三、交換率トシテ金融機關物資配給機關ヲシテ行ハシムルモノ之

カ円滑ヲ期スル為、經理部、特務機關、適保等ニ於テモ行フモノトス。

四、法幣軍票換、計畫ハ別ニ設クル、軍票特別資金ニ歸屬セシムルモノトシ、各地ニ於テ交換回收シタル諸機關ハ、回收法幣ヲ最寄金融機關ニ送置シ、金融機關ハ法幣ト引換ヘ、軍票ヲ支拂、金融機關ハ之ヲ上海ニ送付シテ、軍票特別資金ニ拂込、代リ軍票資金ノ交付ヲ受クルモノトス。

一定相場以テ法幣ヲ軍票ト交換スルコトスレバ、支那人間ニハ或ハ之ヲ攪乱スルガ如キ闇取引ヲ為スモノ、テキニ非ナルヲ以テ、支那人カ銀行業務ヲ營ムハ勿論、錢莊、兩替商ヲ開設スルニハ許可ヲ要スルコトトシ、維新政府ヲ以テ之ニ關スル法令ヲ發布セシメ、申請ヲ裁クニ於テ、審査シ、交換率、恪守報告等、義務ヲ負ハシメテ許可スルコトトス。

尚要スレバ（經濟攪乱）ノ行為ヲ四罰スベキ法規ヲ公布スルコト。

第三 軍票白銀券の換

許可方針

(1) 軍票に依り本邦向送金（北支満洲向を全様）

(2) 普通用

一ヶ月百円以下ハ許可ヲ要ス

(二) 軍人軍属ハ月收額（数ヶ月分ヲ纏メルモ可）以内ハ無條件

許可ス

(三) 右限度ヲ超ヘルモ出張引上郷里送金等ニシテ事情

正当ト認メルモハ許可ス

(四) 物資購入用

(一) 其地ニ不足シ居ル生活必需品建設材料ハ寛大ニ許

可スルコト

(二) 日本商品ニ就テハ寛大ニ許可シ、第三國商品ニ付テハ

制限スルコト

之 軍票ニ依ル上海向送金

の 普通用 物資購入用以前項ニ準ス

- (一) 日銀券ニ換ヘタル上法幣買ヲ為スベキアルヲ以テ注意ヲ要ス
- (二) 興地ニ日銀券ヲ全ク置カサル建前ナレバ興地ニ於テハ交換セズ

單ニ兩替許可証ヲ發給スルニ止メ實際ノ兩替ハ上海ニ於テオサシム。尤モ斯ル場合、軍票ヲ興地ニ殘ス意味

- (三) 數量ハ其地ノ狀況ニ照シテ過多トナラザル様注意スルコト。
- (四) 單価一般市価ニ比シ不合理ナラザル様注意スルコト。
- (五) 取組予定期ハ余リ遠キニ且ラザルコト

(許可ノ有効期間ヲ許可後例年四月トス)

- (六) 一口金額一万円ヲ超ユルモノハ許可ノ都度許可機關ニ於テ其ノ要領ヲ取組ニ依頼セラルベキ銀行宛通知スルコト。
- (七) 一ヶ月百円以下ノ取組ノ場合ニハ許可ヲ要セズ

ニテナルベク銀行送金制度ヲ利用セシム

(三) 内地餉還部隊及隊員所持スル軍票モテルベク送

金ヨリシムルヲ可トスルモ部隊都合ニ依リテ内地ニ於テ日銀券ト交換スルコト

(四) 上海出張ノ軍人軍属ハ百円以下ハ許可ヲ要ス

(五) 在 上海軍票受入ノ指定商ノ制度ハ存続セシム

二 事後審査

商業用ノ需用ニシテ一口一円以上モハ其ノ輸入又ハ買付ヲ為シタルトキ其ノ事實ヲ為替取組銀行經由報告セシムルコト

三 申請及許可手續

申請者ハ許可願正副ニ通リ許可機關ニ提出許可機關ハ正ニ

許可旨表示シテ申請者ハ返還正副ヲ手許ニ留メ申請者ハ

正ヲ以テ取扱機關(野戦郵便局(含))ニ請求ニ取扱機關ハ

正ニ取扱済旨及其返還ヲ記入シテ大藏省財務官事務

所(日銀事務所等)へ送付ス。
様式別紙通り

第四 許可機関

一、許可方針及重要事項ヲ決定スル者、大藏省財務官事務所
陸海軍經理部、同特務部、軍事郵便機關、總領事館、日
銀正金ヨリ委員ヲ出シ、為督委員會ヲ組織ス。

二、上海許可事務ハ大藏省財務官事務所ニ於テ執ルコト

但シ軍人軍属ニ関スルモノハ陸海軍經理部(出納官更ヲ
令ム)ニ於テ取扱フコト

(2) 内地許可事務ハ現地陸海軍經理部ニ於テ執ルコト。

主要都市ニ於テ經理部ナキ場合ハ憲兵隊、特務機關ヲ
以テ之ニ充シルコトヲ得

註 許可シタル送金又ハ兩替ハ金融機關(銀行、外郵便局ヲ
含ム)ヲ以テ取扱フハ便宜上經理部又ハ軍艦内ヲ取扱フ

トナルヘシ之が為ノ興地主與都市ニ銀行支店出張所又

ハ派出所等ヲ増設スルコト

其二 軍票特殊資金設置要綱案

一、目的

軍ノ歳出入ニ關係ヲキ取引ニ要スル軍票ノ供給ヲ円滑ニシ且
法幣回收其他當面ノ通貨政策ノ遂行ヲ容易トラシムルニ在リ。

二、運用ノ種類

(1) 日銀券ノ軍票換

日銀券ノ軍票換ハ本資金ヲ通スルコトトス

(2) 軍票ニ依ル法幣回收及回收法幣ノ外貨換(又日銀券換)

(3) 金銀銀貨ニシケル貨銅貨ノ買上及此等ノ處理(押收ニ

タル敵産タル金銀銀貨補助貨紙幣等モ本勘定ヲ以テ
整理スルヲ適當ト認ムルモ、ハ本勘定ハ有償讓渡ヲ受

クルコト)

三、資金額及設置方法

金額ハ二百乃至五百万円程度トシ、其支出方法ニ付テハ別ニ考究ス。

四、運用擔當者

運用事務ハ適當ナル金融機關ラシテ擔當セシム

其三、輿地ニ軍票ヲ円滑ニ流通セシムル為メ、事務組織案

一、軍票ノ現地保管

中支派遣陸海軍ノ使用スル軍票ヲ支障エク供給シ又汚損券

ヲ引換ヘ(軍票流通上特ニ必要ナリ)、其ノ他円滑ニ民需ニ應

セシムル為メ、主要各地ニ銀行支店ヲ設置シ之ニ相當量ノ軍票

ヲ常時保有セシムルコトヲ必要トスベシ。之カ為メ日本銀行ハ政府ヨリ

預入セラレタル軍票ノ大部分ヲ上海其他中支各地ニ於テ保管シ

隨時軍民ノ需要ニ應ジ得ル様措置置スルコト。内地ヨリ上海ヲ經

由セキモノテ出動セル部隊及軍艦ノ為メ、日銀廣島支店其他

軍港各地河在代理店ニモ軍票預金ヲ設置スルコト。

日銀代理店利

上海及中支各主要地、銀行支店に日銀代理店として代理店を
金として軍票を保有せしむ。

石代理店に日銀本店、直轄トシ事実上、統轄事務に日銀上
海事務所之に當ル。石、當分、中正規、代理店トシ又、臨時代
理店トシテ支那事変中及其直後、應急措置トスルニ由ルハ
將來、恒久的代理店トシ得權トシラサル様注意スルコト

三、軍票ニ依ル一般銀行業務

奥地金融機關ヲシテ軍票ニ依ル一般銀行業務ヲ營ムコトヲ許
シ、特ニ軍票ニ依ル送金及預金、取扱ヲ勤奨スルコト
軍票預金ニ有利子トスベキヲ以テ之ガ運用ニ付銀行ニ便宜ヲ供

興入ルコト

軍票ニ依ル國債投資ヲ認ム

(要スルハ日銀ヨリ買戻條件付ニテ賣却ス)

(2) 銀行が中支ニテ保有スル軍票預金引当ニ内地店ニ對シ日銀ヨリ短期資金利用ノ便ヲ與フ

カ如キハ其ノ例ナリ

四 内地銀行支店出張所派出所増設

既設支店外ニ内地主要都市(軍駐屯地ヲ含ム)ニ本邦銀行支店出張所派出所増設予定計畫ヲ樹テ軍事上必要ナルモハ設置ヲ命ジ其他モハ各行ノ申出ニ依リ設置ヲ認可スルコト

(別紙様式略)